様式第２（第４条第２項関係）

［略］

（契約（注１））に関する協議が不調／不能のため、電波法（関連条項（注１））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

［表略］

注１　次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載すること。

契　　約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27条の38第１項
終了促進措置に関する契約	第27条の38第２項

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第５条第２項関係）

［略］

（契約（注１））に関する協議が不調のため、電波法第27条の38第４項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注２）	
協議の不調の理由及び協議の経済	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する契約を記載すること。

契　　約
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約
終了促進措置に関する契約

２　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

３　［略］

様式第２（第４条第２項関係）

［同左］

電波法第27条の35第１項に規定する契約に関する協議が不調／不能のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

［表同左］

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第５条第２項関係）

［同左］

電波法第27条の35第１項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第３項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注１）	
協議の不調の理由及び協議の経済	
その他参考となる事項	

注１　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。